

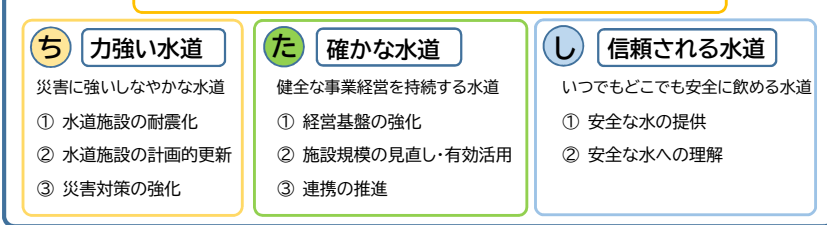
知多市水安全計画（概要版）

1. 水安全計画とは

水安全計画とは、水源から給水栓までの水道システムにおいて、想定されるあらゆるリスクを未然に防ぐために十分な水質監視・施設制御体制を確保して、安全安心な水道水を確実にお届けする「水道水質の安全管理計画」のことをいいます。

本計画は、「知多市新水道ビジョン」(R3年2月策定)の中で、本市水道事業の理想像を実現するための具体的施策として位置付けられています。

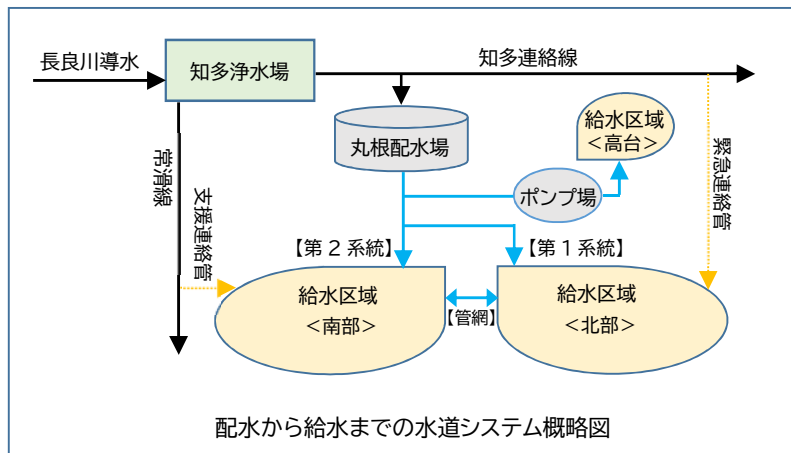
◆ 知多市新水道ビジョンにおける本市水道事業の理想像 ◆



2. 知多市の水道システム

知多市水道事業では、県企業庁の知多浄水場で浄化された水(県営水道)を、丸根配水場(知多第一供給点)で受け、各家庭に供給しています。

丸根配水場からは、北部系統・南部系統の2系統に分けて配水しており、本市全域を一つの配水区域としていますが、一部の高台には、ポンプ場からの加圧区域があります。



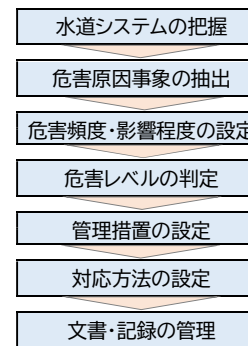
3. 水質管理について

水源から浄水場における水質管理	→ 県営水道など関係機関と協力して水質を監視。
配水場・ポンプ場等における水質管理	→ 現場及び水道課事務室に設置された監視モニターによる常時監視。職員による巡視点検。
配水、給水における水質管理	→ 自動水質監視装置による常時監視。定期的な水質試験の実施。完成した水道施設について、使用前に水質検査を実施。
緊急時の対応	→ 水質異常の恐れに対し、検査・現場検証により異常の有無を確認。水質汚染事故に対し、関係機関と連携し迅速に対策を講じる。

4. 知多市の『水安全計画』

本市水道は、県営水道から浄水を100%受水していることから、県水第1供給点以降の配水施設、配給水管路における施設管理と水質管理の計画とします。

水安全計画の流れ



危害分類表

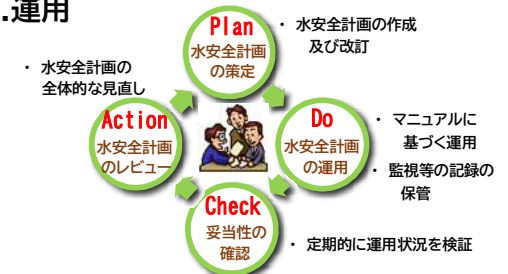
		危害原因事象の影響程度				
		取るに 足りない	考慮を 要する	やや 重大	重大	甚大
発生 頻 度	毎月1回以上					
	1回/数か月			管理措置あり		
	1回/1~3年			(給水停止)		
	1回/3~10年	管理措置なし (継続給水)				
	1回/10年以上					

◇ 管理措置は、リスクレベルに応じ、「注意状況」:(管理措置なし)と、「警戒状況」:(管理措置あり)の二段階に区分し、可能な限り「注意状況」の段階で危害を除去し、水質を回復させて水の供給を継続します。

5. 期待される効果

- (1) 安全性の向上
- (2) お客様への説明責任と信頼の確保
- (3) 水質事故の未然防止
- (4) 技術の継承

6. 運用



<問合せ先>
知多市水道課 工務チーム ☎0562-36-2678(直通)